

徳島県県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年七月十四日

徳島県知事
後藤田正純

徳島県条例第二十九号

徳島県県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県県土整備関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の三十六の項を次のように改める。

三六 削除

別表第一の三十七の項中「租税特別措置法施行令」の下に「昭和三十二年政令第四十三号」を加える。

附則

この条例は、公布の日から施行する。